

横浜市における職員処遇改善費の研修修了要件の取扱について
(保育所・地域型保育事業所)

1 職員処遇改善費の研修修了要件に該当する研修

- (1) 保育士等キャリアアップ研修（2017 年度（平成 29 年度）以降に修了したものに限り）※
- (2) 幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許法認定講習
- (3) 保育所保育指針を踏まえ保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした横浜市主催（区連携研修含む）の保育・教育施設を対象とした研修・研究（2023 年度（令和 5 年度）以降に修了したものに限り。）
- (4) 保育所及び地域型保育事業所における園内研修（一定の条件を満たすものに限り）
 - ※ 保育士等キャリアアップ研修の実施主体は次のとおりとする。
 - ・ 都道府県
 - ・ 都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体）

2 修了すべき研修分野等

修了すべき研修修了数については、令和 6 年度は 15 時間以上、令和 7 年度は 30 時間以上、令和 8 年度は 45 時間以上、令和 9 年度以降は 60 時間以上とする。

研修分野		
キャリアアップ研修（H29年度）※1	専門分野別研修	①乳児保育
		②幼児教育
		③障害児保育
		④食育・アレルギー対応
		⑤保健衛生・安全対策
		⑥保護者支援・子育て支援
	マネジメント	
	保育実践 ※2	
幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許法認定講習 ※3		
横浜市主催（区連携研修含む）の保育・教育施設を対象とした研修・研究（令和5年度以降）		
保育所及び地域型保育事業所における園内研修 ※4		

※1 保育士等キャリアアップ研修は 1 分野を 15 時間と換算とする。

※2 令和 2 年 3 月 31 日までに修了した場合に限り、専門分野別研修の一つとして取り扱うことができる。

※3 免許状更新講習は 30 時間以上（必修領域講習 6 時間、選択必修領域講習 6 時間、選択領域講習 18 時間以上）となっているため、修了証明書などに時間数の記載がない場合でも、30 時間の研修修了とみなすことができる。

※4 令和 6 年度は 4 時間以内、毎年度 4 時間ずつ引き上がり、令和 9 年度は 16 時間以内を算入可能。なお、以下の要件を満たすことを園内研修実施状況報告書にて報告が必要。

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有する者を講師として行うこと。
- ・ 研修の目的及び内容が明確に設定されており、研修分野が設定され、研修の内容が研修分野に沿ったものとなっていること。
- ・ 研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること。

【その他注意事項】

・ 加算対象職員は職員処遇改善費の申請月の前月までに対象研修を修了している必要があります。賃金改善の対象職員は賃金改善を受ける月の前月までに対象研修を修了しているかまたは加算年度内に研修を修了する必要があります。